

一般不妊治療費の助成申請はお済みですか？

本町では不妊検査・不妊治療を受けているご夫婦の、経済的な負担の軽減をはかるため、治療等に要する経費の一部を助成します。

○対象となる検査・治療

医療保険の適用となる不妊検査・不妊治療、人工授精による不妊治療（体外受精および顕微授精等の特定不妊治療は除く）

○対象者

次の条件すべてを満たす方が対象となります。

- (1) 夫婦の双方が美浜町内に住所を有している
- (2) 婚姻が確認できる法律上の夫婦
- (3) 医療保険各法による被保険者、組合員または被扶養者

○助成金額

1組の夫婦に対して、一般不妊治療を受けた日の属する年度（3月診療分から翌年2月診療分）ごとに、本人負担額の1/2の額と5万円のいずれか少ない額を助成。助成期間は助成対象となってから24ヶ月です。

○申請手続き

助成を受けようとする場合は、一般不妊治療費助成申請書に次の書類を添えて、申請してください。

- ・一般不妊治療受診等証明書
- ・不妊治療等に要した費用の領収書（原本）

<申請時の持ち物>

- ・夫および妻の保険証
- ・夫および妻のマイナンバーカード（または個人番号通知カード等マイナンバーが記載されたもの）
- ・印鑑（夫および妻の異なる印鑑）
- ・身分証明書（申請者の本人確認ができる免許証等）

（令和2年1月1日現在に本町に住民登録のなかった方は他に必要となるものがある場合がありますので、一度お問い合わせください。）

○申請期間

年度内（令和2年3月診療分から令和3年2月診療分）に要した治療費等については3月末までに申請してください。ただし、検査・治療を終了し、継続する予定のない場合等は、治療を終了した翌月の末日までに申請してください。

○その他

体外受精、顕微授精などの特定不妊治療については、愛知県が助成制度を実施していますので半田保健所（☎21-3341）へご相談ください。

国民健康保険
加入者向け

接骨院・整骨院などにかかるときの注意点

柔道整復師の施術を受けられる方へ

負傷原因を施術機関に正確に伝えてください。保険が使えないことを患者さんが知らずに受診していることがあります。その場合、後日、保険適用分を請求されることがあります。

次の場合は**保険の対象になりません**ので、保険証は使えません（全額自己負担）

- ・日常生活における肩こりや筋肉の疲労
- ・内科的な要因や慢性的な病気による症状
- ・病院や診療所で同じ負傷等の治療中

はり・きゅうの施術を受けられる方へ

主として神経痛、リウマチ、五十肩、腰痛症及び頸椎捻挫（けいついねんざ）後遺症等の慢性的な疼痛を主な症状とする疾患の治療を受けたときに保険の対象となります。保険が使えるのは、あらかじめ医師の同意書または診断書が必要です。詳しくは、はり・きゅう施術所にお尋ねください。

病院や診療所で同じ疾患の治療を受けている間は、はり・きゅう施術を受けても**保険の対象になりません**のでご注意ください。

あんまマッサージの施術を受けられる方へ

施術を受けるにあたって、保険が使えるのは、あらかじめ医師の同意書又は診断書が必要です。詳しくはあんまマッサージ施術所にお尋ねください。

疲労回復や慰安を目的としたもの、疾病予防のためのマッサージなどは**保険の対象になりません**のでご注意ください。

●問合せ 住民課 内線257・258